

## 平成 21 年度 水源林造成事業評価技術検討会議事録

1 日 時：平成 22 年 3 月 8 日（月）14:00～16:15

2 場 所：合同庁舎 4 号館 1218 号会議室

3 出席者：委員

元東京農業大学地域環境科学部教授  
日本林業経営者協会理事  
岩手大学農学部教授  
東京大学大学院農学生命科学研究科教授  
筑波大学農林工学系准教授

河原輝彦  
池谷キワ子  
岡田秀二  
丹下 健  
眞板秀二

林野庁

整備課長

肥後賢輔

独立行政法人森林総合研究所

森林業務担当理事

山口正三

4 議 事

座 長 それでは議事の方に入っていきたいと思います。まず事務局の方から今日のスケジュールについて説明をお願いします。

事務局 それでは本日のスケジュールについて説明させていただきます。

本日はまず、議事に先立ちまして水源林造成事業を取り巻く基本的情報ということで、配付しております資料 5～7 に基づきまして、昨今の森林林業を取り巻く情勢でありますとか、独立行政法人の事業の見直し等について、まず事務局の方から説明をさせていただきまして、その後、水源林造成事業で取組んでいます、各種の取組について、森林総合研究所の方から説明させていただきます。その後、資料 8～9 に基づきまして、具体的に水源林造成事業の事業予定箇所に関する、事前評価についてご議論をいただきたいと考えておるところでございます。以上です。

座 長 今、説明ありました、スケジュールでいいですね。それではスケジュールに沿っていきたいと思います。

まず最初に、森林林業に取り巻く諸情勢についてですが、

事務局 事務局の方から説明させていただきます。

事務局 (資料 5 「森林・林業再生プラン」について説明)

(資料 6 「独立行政法人の抜本的な見直し」について説明)

事務局 続きまして、資料7に基づきまして、水源林造成事業における各種の取組み状況について、森林総合研究所の方から説明いただきます。

研究所 (資料7「水源林造成事業における各種の取組み状況」について説明)

座長 森林林業を取り巻く諸情勢について、資料の5、6、7に沿って説明されたわけですけれども。とりあえずここで分からぬことがあつたら質問して欲しいんですが。先ず、資料ごとに順番にいけばいいかなと思うんですけど、まず資料5の森林・林業再生プランに何か質問あります？

座長 ものすごいプランだけど、本当に10年でできるのか、わからないんですが。自給率50%というのはものすごく林業を活性化するでしょうね。だけどうかなどというような。私もこの間吉野に行ってたんですけど、吉野がものすごく疲弊している、だけど、これを聞いたら、ものすごく喜んでいた。  
それぐらいこのプランはものすごいプランだとは思うんですけど、何かありますか。

池谷委員 50%ってすごい伐採になるので需要はあるだろうか。

事務局 需要も大変重要な課題で、その思いも、プランに入っていますが、やはり作業道を整備して、生産性をあげていかなければいけない。その上で、需要や価格の面でもいろんな努力をしてくということで、公共建築物での木材利用拡大の取り組みなども進めつつあるという状況です。

真板委員 実は私、防災関係が専門なもので、路網整備システムに少し気になります。今お話をあったように、路網の整備というところに、かなり力を入れていくということだと思うですが、そうしますと、やっぱり路網密度が高くなりますから、路網のつくりかたが、非常に問題になる。これはそういう研究をしてやっていただきないと、せっかく路網をつくったのに路網 자체が壊れてしまったということでは困るわけです。よく見ることなのですが、大雨が降りますと、路面が一時的に川になってしまふんで排水処理が非常に大事なことになるんですね。特に水源林造成の目的の一つが保全ということになるですから、そうするとやはり、経営的にペイすると同時にですね、保全的な面でも問題を起こさないようにということが重要になると思います。非常に難しい問題ですけれども、そこら辺が今回の大きな取り組みかなというふうに思っております。

林野庁 十分なお答えにならないとも思うんですけど、まさにプランの中の5つの検討委員会の中に路網作業システムというのがありますし、私もそのいいんですが、2回目の委員会の中では、作業道が一時的なものという概念を持つ

ている限りは、どうしても長く大事に壊れないものを作ろうというところに入っていないかということで、作業道から一時的な概念を取ってしまって、繰り返し使っていく。間は空くかもしれないけれども、繰り返し数年おきに使っていくという路網にしていく。尚かつ管理主体をきちんと決めて長く大切に使うという仕組みをつくっていかないと、道の意味がないだろうということになりました。まさに今先生のご指摘のような、ずっと大切に使って尚かつコストを下げながら、壊れにくい道を作る。そういう事例が今あちこちでできているだろうと。それらを参考に規格基準をつくって、それで全てをまかなえるとは思いませんけれども、地域地域の良さを活かしながら、その土壤と地形に合わせたものを作っていく。国は最低限の規格を示して、地域の条件にあったものを、地域で長く使える作業道のイメージで規格基準をつくっていただく。また、今まで、作って壊れたものの補修がなかなか出来ないということがありましたので、それを維持管理出来る、維持修繕まで経費を見込むような、作業道の在り方を議論していくべきだというのが、2回目の大部分の先生方のご意見だったということでございます。

座長　　わからないところはそれはまた後でやってもらっていいんで、次に資料6の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」この資料について何かありますか。当然これに森林総研も対象に入っていくんだろうと思うんですけど、今のところどんな情勢なのでしょうか。

事務局　独法の見直しについては、本日ご説明した閣議決定の他に様々な報道がありますが、具体的にはまさしくこれから検討になります。いずれ私どもとしては独法であろうと、特殊法人時代であろうと、大事な仕事として水源林造成事業をやってきたという思いですので、そういった実状を申し上げていくべきかと考えているところです。

座長　　森林総研にそのまま残っているということはないのかもしれない。

事務局　独法のあり方ということで政府全体の議論があろうかと思いますので、そこは現段階で予断を持って考えることはできないだろうと思います。

座長　　一番いい方法が見つかればいいと思いますけど、その辺をこちらで決めるわけにはいかないので、政治が決めることだと思いますので。

では、資料7の「水源林造成事業における各種の取り組み状況について」何がありますか。これが、我々の一番大事な事かと思います。

丹下委員　最後の方でご説明されていただいている6ページに長伐期化の方向性が明らかになったものが4割ということですが。20年度末に504件の内、185件が長伐期化しているという。残りはどういうふうなことになっているので

しょうか。

研究所 今現在ですね、ずっとこの各契約者に対しまして、一生懸命できるだけ長伐期化の方向を相手方と協議している最中ということでございます。なんせ、件数が多いものですから、なかなか簡単に話がまとまらない面もあるのですけれども、出来るだけ早く、相手方の土地所有者あるいは、造林者の方々に理解を得ながら長伐期化複層林化とそういったところを、進めていこうかというふうに考えておるところでございます。地域によって正直申し上げて皆伐したいという、私の代で伐採したいという方がいらっしゃるわけで、全部が全部上手くいくというふうには思ってません。やっぱり中には地域によってはかなりそういった伐採ということをやらしてくれと、言われてくる可能性は高く、まだ現在、主伐までは至ってはいないんですけども。そういったことを主張なさっている方もいらっしゃる。

座長 ちょっと聞きたいんですけど、4ページの上の方囲いの中の一番下の方、80年程度と書いてあって長伐期と書いてあるんですね。そのポツの3つ目の赤字の所のポツ3つ目のところに”複層林化する場合は、30年程度の間隔を置いて1／3ずつ伐採”ということは、これは点状伐採ということですか。どんな複層林を想定されているんですか。

研究所 だいたい想定しておりますのは、抜き切りは点状ではなく、帯状のような感じのことを思っておりますけれども。列を抜いていく形の複層林か、これも相手様もありますので、相手方と一生懸命よく協議しながら進めていく。間伐自体は、定性間伐も当然やっていくんですけども、複層林化を進める時は照度の確保という観点から一定程度の空間を置いていかなくちゃいけない。ということで、そういうことを想定しております。

座長 だから、この辺のところが、その他でなかつたら、やはり点状なのか、列状なのか、群状なのか、その辺がはっきりしないので、まあいいんですけど、この辺をしっかりとおかないと、複層林、複層林と言ってても、複層林のイメージが湧いてこない。その辺をはっきりしておいた方がいいんじゃないかなという気がします。

丹下委員 複層林とする場合の研究所のコストは。

研究所 私どもの方で、伐採して、それが売れるものとしたら、売って収益を得ていくと、そしてまた更に造林していくとなれば、私どもが負担という形となる。但し、これ一度限りの複層林だけ、一回だけということで、あとは私どもの方ではもうやらないという。

丹下委員 再契約という形となるのですか。今までの分取造林契約という中で。

研究所 延長という形ですね、整備していく。

丹下委員 当初入ってなかった。

研究所 そうですね、ですから変更契約みたいな形になろうかと。

丹下委員 それから、その長伐期化・複層林はその後もずっと継続ですよね？

研究所 上木を伐採し、更に下木を伐採すれば、一応おしまいというか。

丹下委員 契約が切れた後、いつかは切れるわけで。その後、どのような山を作るのですか。

研究所 土地所有者の方にやっていただくというのを想定しております。

丹下委員 何の為の複層林なのかということになりますが。

研究所 一時的な複層林だから、上木を切った後に、今度その時に植えるときは、土地所有者の方にやっていただくという形になろうかと。ですから、その時は2回目に植えたものが上木になりますから、という想定案です。

丹下委員 そうすると、すごい長い話になるわけですね。

研究所 そうですね。非常に長い話になる。

丹下委員 これを、一回契約したものを、どうやって契約を終了するかというストーリーというか、仕組みもつくっておかないと。なんか非常にずっと延ばしていくだけの話。まあ、今切れないという状況と、植えにくいということは分かるのですけれども、どうやって切っていくかっていう仕組みをある程度持っていないと、先延ばしだけのような。

研究所 複層林を一回やりますれば、上木は残るはずですので上木を伐採して、伐採した後にまた植えていただくという形になろうかと思ってます。更に、下木が上木になりますて、それを切った段階で契約は切れるんですけども、それをまたそのところに植えるかどうか、植えるというふうにやっていただくという一応想定はしております。

丹下委員 上手くいきますか。

研究所 上手くいかせなくちゃいけないと思っています。

事務局 契約変更時の約束で、無立木地に1回目だけ植えて、1回限りでおしまいですよというスキームと同様です。複層林に誘導するために1回目のスターとして、公的なセクターが植えますが、それ以降は自分で回転させてください、というスキームです。

事務局 渡す時には、一回分収して、精算をしなければいけないわけですか。

研究所 分収は、間伐もそうなんですけども、収入を得られれば分収します。収益を分収してやりますし、ですから、上木を伐採して、それに収益が得られれば、それをまた分収する。そして更に今下木が上木になって、それを主伐でやれば収益も上がる、という形で最終的にそれで精算していく形になろうかと思っています。

座長 長いですね。

研究所 長いです。非常に長いです。人は、2代に渡るのではないかと。

丹下委員 80年生になるので。更に80年生。かなり息の長い。大丈夫かな。

研究所 昭和36年から始まって50年経ってます。

座長 いいですか。それでは時間も経過しますから、次の資料の方の説明に移りたいと思いますが。事前評価実施地区の一覧ということで、資料8と9を続けて、やっていただけますか。

事務局 はい、わかりました。それでは、資料8・9に基づきまして事前評価実施地区について説明させていただきます。今回ご説明いたしますのは、来年度以降ですね、水源林造成事業を新たに実施しようと考えている地区でございます。これにつきましては、各森林所有者から契約の申し込みがあったものを、こちらのほうで評価をいたしまして、振るいにかけまして、水源林造成事業をやるのに適しているであろうものを載せているわけでございまして、これにつきまして委員の皆様の専門的な立場からご意見を頂きたいというふうに考えております。

事務局 (資料8「事前評価実施地区一覧」、資料9「チェックリストについて」の説明)

丹下委員 今の”奈井江町”で、必須事項の4番重点化要件のところで、これはダムの上流域ですか。

事務局 これは、2以上の都府県にわたる流域等の重要流域に存在すると。

丹下委員 都府県にまたがるっていうのは。

事務局 北海道については、都府県にまたがるということはあり得ないものですから、その場合は都府県にまたがるという条件は外れる。単純に重要流域であると。

丹下委員 重要流域であればいいんですね。

事務局 はい、そうです。

丹下委員 その際、重要流域という何か基準は。

事務局 それは、農水大臣が告示で、特に全国の何流域を域重要流域にすると定めている。森林法に基づく一定の考え方がある。

丹下委員 それだけに該当するという。

事務局 いわゆる複数県にまたがるというのは、その代表で申し上げている。北海道の場合複数県はあてはまらないのですが、重要流域はございます。

池谷委員 針広混交林っていうことなんんですけど、イメージとしていろなやり方はあるかと思うんですけど、私は作ったことはないんですけど。ただ、こうミックスして入れてやると、部分的にここにモザイクと書いてあって多分この部分は、このこういう部分と、そういう形とかいろいろあるかと思うんですけど、どういう風な形なのですか。それともう一ついいですか。もう一つは、伐期について先ほど長伐期ということですけど、今回新しく契約する場合は、全て今までと同じ、50年の契約になるか、それとも、そのところ、そのところで伐期を変えるのか、どうかということです。

研究所 お答え致します。先ず、一点目のモザイクに関してですけども、基本的に雑木がある区域を積極的に残しまして、それ以外のところは、地拵をして植えていくという形で、だいたい基本形としては25%～30%をエリアの中に残して、広葉樹があるところを残していくと。雑木が生えてきても残していく

という形で、それをモザイク状と点状に残していくと。基本的に昔でいきますと防風帯とか、保護樹帯として尾根筋に残してあるとかそういうことはしているんですけども、それだけじゃなくて、林内の主要なところ沢とかそういうところでも、積極的に残していきますよという形で、今ある広葉樹を小さくてもそれを残していくという区域を設けますと、いうことが、モザイクのやり方になるということです。

池谷委員 そうしますと、この施業区域。契約区域と施業区域が一番最初にあったと思うんですけども、それが、やはり何割か少なくなる、1割位少なくなる。施業区域にも入っているわけですね。

研究所 はい、そうです。一体的に造成していくという考え方です。もう一点契約期間のことですけど、新規契約は基本的に80年生以上を、全て基本的に考えている。樹種によってはもう少し長くなると思うんですけど。基本形としては従来ですと、新規契約50年としていましたけども、それはもう80年ということです。

座長 ちょっと、質問なんんですけど、針広混交林の定義って、どういうものを針広混交林というのか。例えばですね、私は、針広混交林の定義としては広葉樹も、針葉樹も高木性のもので成り立っているものが、針広混交林としているわけです。そうでないと、針葉樹は20mほどあるけど広葉樹は低木層にしかならないものしか入っていないものを、針広混交林というのかその辺が、その辺をしっかりとしておくかないと、なんでも広葉樹が入っていれば針広混交林だというんでは、わけわからんようになるんで、例えばこの木を見ると、写真をみると、これあまり高木性になる木じゃないじゃないですか。要は柴というか低層木というか低木みたいな樹種でしょ。そういうのが入ったのを針広混交林と言っているのか、どうなのか。それをしっかりとおかなないと広葉樹が入っていれば針広混交林になってしまうので高木だけでいいなと思うけど、実際には、低木が立っている可能性がある。

研究所 この北海道の場合ですけども、ここは多分、北海道は窪地、沢の場合は基本的には伐採はせずに、20年30年生のものはここには写っていないんですけど、そういう区域があるのでそういう所を残してやっていくという形になっていきます。ここで言うような柴をですね残すかというと、残さない。モザイクとしては残さない形になるかと思います。

座長 だから、針広混交林というのをきちんと定義しておかないと。私は自分で定義しているけど、両方とも高木性のが入っているものを針広混交林という。例えば、水源林の中で長伐期にすると、かなり低木層の広葉樹が入ってくるじゃないですか。あれは針広混交林って言わないでしょ。

研究所 勿論、低層木の方に入ります。

座長 そういうのを、だからある程度見ておかないと、名前だけが一人歩きしてしまって、問題になる可能性が出てくるんじゃないかな。

研究所 はい、わかりました。その辺はきっちり。

研究所 ご指摘の話、要するに呼び方、針広混交林と、低灌木が入ってきたような針広混交林と。私共そういうふうには考えてませんので、たまたまこの写真がですね、非常に原野風景と言いますか、かなり笹生地というか北海道の典型的な笹生地だと思うんですけども。本来は、もうちょっと広葉樹が群状に残っているんじゃないかなと思ったんですけど。そう言ったもし、ちょっと枯れ木で、これ冬場の写真なんで、葉っぱはついていませんが、非常にみっともなく見えるんですけども。地拵をする場合に、そういった前生樹が高木層で群状に残っていれば、それは残しながら、保護樹帯の活用といったことも考えながらやっていくという。そこも含めて施業地という扱いをするという。且つまた、80年くらいの山ですから、最終伐採は80年くらいになるかと思いますので。途中の段階で間伐を何回か繰り返しているうちにですね、広葉樹も結構生えてくるんじゃないかと。ただ、先生が言うように低木層の様なものが生えてくると論外なんんですけど。結構有用広葉樹と言われるもののが生えてくるのではないかと。そういうものを期待しながら針広混交林を良くしていくという考え方です。

座長 今まで、現地調査して、それを見た時に、今までずっと言われててやってきたところを何回か現地見てきている。そういうところに行つても、そんなちゃんとして残っているのはないでしょ。だから、本当にちょこちょこ残つてることは残ってるんだけど、さっき言われたように、面積の20%～30%残っているのは、まず、そういう造林地は今までこの水源林でないんですね。だから、非常に難しい。ものすごくこれ一生懸命やっていかないと、なかなか針広混交林にしても、モザイクにしても難しい施業ではあると思う。また、本当にやりたいんなら、極端に言えば、広葉樹も一緒に植える。そういう方法もやっぱり考えといた方がいいかもわからないですよ。

事務局 昭和36年からこの事業をやってまいりまして、広葉樹、針広混交林といったところに着目し始めたきっかけが平成3年の水源林特別対策事業ということで、以降やってまいりました。その時点では既に造林の最盛期を過ぎていたこともあって、単層林仕立てのところが目立つところがあろうかと思います。そういう中でいろんな取り組みをしてきて、その中で面的には多くはないけれど、広葉樹植栽をやっているところもございます。特に平成20年度以降は、

時間も経ってませんけども、全て針広混交林などの前提で取り組んでいますんで、その中のいろんな課題ですとか、良かったところを良くご説明できるように、これからセンターの方で努力していただければと思います。

座長 この26番はものすごい豪雪地帯と違うんですかね。

事務局 魚沼ですから、はい、そうだと思います。

座長 大丈夫ですか。

事務局 そういうた豪雪地帯でも造林実績はあろうかと。

座長 ありますけども、なかなか難しいですね。

事務局 はい。

座長 よかつたら2m以上とか、そういう積雪もこのチェックリストには入りますか。

積雪も考慮に入れてますか。

事務局 やはり、確実に見込みると。成林の見込が確実にあるということですね。必須事項の2番、技術的可能性が確実であることで見てています。

座長 技術的な可能性があるのかもわからんけど、技術的に今までに認められるわけないんで、だからその辺のところは、以前、兵庫県豊岡市の方に行ってきましたけどもやっぱりかなり厳しい。これをやるのだと、ある意味ここはもっと厳しい積雪対策をその辺をやっぱりもっとやらないと、ただ生きてればいいんってわけじゃないんで。

事務局 これにつきましては、その対象地の近くの同じような条件、地理的条件のところで成林ができているかを、どのような条件のところで成林ができるのかを確認いたしまして、行っていくということです。

事務局 新潟の薪炭林の跡地の造林地を見る機会がありまして、雪崩の常習地みたいなところが確かにございます。積雪の多い所では、利用のベースではなかなか大変だというのはご指摘のとおりですけれども、水源林として高木林を仕立てることによって今のままより機能が回復するかがどうか思います。そこは写真だけではなかなか見辛いところもあるかもしれませんけれども、しおちゅう雪崩で全部やられてしまうというような極端な所ではない

と思います。

座長 雪崩じゃなくて、積圧で根曲りがすごいからね。普通なら10年かかるものが、20年かかるとかね。そういうことができてくるんで。そうすると、やっぱり他の人が見た場合に、いろいろと問題がでてくるんじゃないかなと。だから、昔は、植えたわけじよ。積雪3mの所でも急傾斜な所でも植えているんでいいんですけど、昔は。今はなかなかそういうのは許されない時代になっているんではないかな。ただ、今後やっぱり積雪地域も、傾斜も当然出てくると思うけども、そういう辺のところも協議して選んでいかないと、なかなかコストばかりかかって。

事務局 あまりに厳しい所は人工造林ではどうかという意味ですね。

座長 はい。

池谷委員 樹種についてはその地域で、針葉樹の部分ですけれども、その地域でそれ選ぶという、それでよろしいのかと。それともう一つは、ここではまだ出てきていませんけど、今、獣害が増えてきて、ただ造林したときに、食べられちゃいそうな所とかがあった場合に、どういう風に考えていらっしゃるのか。フェンスを作る予定なのかとか、ちょっとその辺教えて下さい。

事務局 樹種に関しては、まさしく場所、場所でございまして、積雪地でしたら、植えるのは当然杉になってくると思います。鳥獣害対策は檜の苗木など鹿に食べられて大変な思いをしてということで柵を設けたりだとか、そういう対応をしてございます。

研究所 獣害の方は、防護柵、ネットを設置する、若しくは食害の程度によりますけれど、忌避剤を投げるということを、食害の可能性があるところにはやって、防御はしております。

座長のご指摘ありました、26番の話なんすけども、私も多分ここは根曲りが出るんじゃないのかなというのは当然想定しています。もう一つはですね、現場によく、近隣の造林地等をよく見ながら、本当に大丈夫かどうかをよく確認して、再確認させましてもう一度、実行的には例えば、積雪で根曲りしない、根曲りしにくい品種がありますので、そういうのが植えられるかどうか検討しつつ一応考えていきたいなというふうに思っております。それから、獣害につきましては、今申し上げているように、ひどい林地、特に獣害の恐れシカ等の入ってくる恐れのある所につきましては、ネット等を配備するように対策をスタッフにしていただくようにしております。だけど、それを飛び越えてですか破ってとか、来られる場合も当然ございます。そういう意味で万全を期して対策をしていくと。

池谷委員 獣害があるから、そういう無立木地になってるかもしれません。ちょっと心配がありますけれど。

研究所 できるだけ、獣害の被害を受けないような形で対応していきます。

座長 あんまり時間ないんで、先に話を進めるように。

事務局 (資料9「チェックリストについて」説明を継続)

座長 資料9の今の18箇所について何かありますか。

丹下委員 所有者がわりと、個人か会社の方が多いような気がするのですが、そういうことはないですか。

事務局 例年に比べてその比率が変わったんではないかということは、特にないです。ピックアップしたものが、たまたまそういったものになっている。できるだけ偏りのなく選んだつもりです。

丹下委員 所有者というか、土地の権利者と造林事業を行う者との関係というのはどうなっているのですか。特に制限はないのですか。

事務局 2者契約の場合と、3者契約の場合がございます。2者契約の場合は、造林地所有者と、造林者が同一です。多くは3者契約になっているんですけども、森林所有者と造林能力を有する者、そこは会社でありますとか、個人だったりする場合もありますが、会社でありますとか、森林組合でありますとか数としては、森林組合が多い。特にその関係について何か制限というものはありません。

眞板委員 契約の件数、要望総数もそうなんですけれども、中国四国、九州が要望もあってしかも採択されたところも多いようなのですが、北海道だと、結構要望件数はあるのに採択数が少ないようですね。このような地域的な偏りだと、違いには、何か原因があるんですかね。

研究所 北海道はですね、重要流域が少ない関係で、要望がでてきても残念ながら、対象地として重要流域ではございませんといいう場合がどうしても多くなってくんで、林地の状況とか保安林とかそういう問題についてはクリアできる要素は北海道は高いんですけども。重要流域という、私たちが対象とするフィールドとしては、申し訳ないんですけども、ご遠慮をいただきたいという形になってきている。

座 長

今さっき話しあったように、これから造林事業で一番問題になってくるのが、シカなんですよね。これでその方でものすごくコストがかかるのではないかと。どういうネットで周りを囲むのか、ヘキサチューブを付けるのか。かなり値段も違うし、だからこういう周りを囲むというのは割りになかなか大変なんですよね。今までだったら、2m位でよかったのが、3mをやらなければだめとか、ちょっと穴が開けばすぐそこから入っていくとか、だから今やることは、シカなんですよね。だからその対策をしっかりとやらないと、補植、補植そればっかりに追われてしまって、金ばっかりかかってしまうという状況になるわけですね。ただそれだけ、例えば九州でもものすごく数が多いわけですね。シカのメッカみたいなところに造林するわけでしょう。だから本当にこれで大丈夫なのかなというのは、一つ考えられますけどね。その辺は、大丈夫なんですね。

研究所

お話をありましたように、そのように獣害対策というのが、非常に重要な対策。それで私どもも、そのネットにしろ、忌避剤にしろ、必要最小限、効率的効果的にということで、実施してございます。それで例えば、ネットの場合非常にお金もかかるということなんで、例えばネットの網目ですね、あれも森林総研の現場の方に聞けば10cmよりも大きくなることによってとか、10cmにするだと、あとは特に、シカというのは角で下をこう掘りながら、下から潜っていくと、よく上を飛び越えるように思われるんですが、下を潜るということなんで、下を必ず地面に地際にをきちんとやって。更には、破れた時にはですね、こういうテニスコートのネットでもそうでございますけども、どんどん広がっていくんじやなくて、あくまでも私どもの今使っているネットは結び目を付ける、一つ一つが結び目ができて、それがパンと広がらないようにするだとか、出来る限り作ったものはきちんと使われてその効果が発揮できるようにというようなことで進めているところでございます。今先生からご指摘ありました点も踏まえて、そういう獣害対策にもまた引き続き必要最小限のもので、出来る限りの効果が発揮できるように進めてまいりたいと思います。

座 長

他に何かないですか。そしたらまず先に進めて、また何かあれば言ってもらえばいいと思うんで。続いて、「費用対効果分析について」（資料10）

事務局

（資料10「費用対効果分析について」の説明）

座 長

今までずっと長いことやってきたので、改めて何かありますか。よろしいですか。そしたら、これで一応全体的なものは終わったんですが、今までずっとこの資料を見てきて何か全体的にここが聞きたいというのがあれば。

- 丹下委員 池谷さんがさつき質問されてたこと、例えがどうだったか忘れてしましたが、新しく平成20年度以降新規の契約で、80年ということで、契約されているのか、あるいはまた、50年か。契約の時点でどういうことになっているのか。新規契約について。
- 事務局 新規契約は、全て80年以上の長伐期の計画ということで、今まででは50年の新規契約がありましたが、もう基本的にはないということです。
- 池谷委員 すみません、何度も。モザイク林、全部、針広混交林、モザイク林だったと思うんですけれども、やはり費用対効果って考えたときに、あんまりモザイク状になっていると、資材を搬出する時とか、手入れをやっていく効率とか、そういうものが落ちてくると思うんですね。そして、且つ獣害のフェンスを付けるとなると、その費用の方に嵩んでくるのではないかとちょっと心配があるんですけれども。そこら辺、全部モザイクに今回のピックアップした以外の部分も、大抵そういうモザイクという形になるのでしょうか。
- 事務局 新規契約については全て、針広混交林ということでやっております。元々この事業自体が、水源かん養ということが先ず一番の目的でございますので、先ずそれを確保するために、どうあるべきかということで今までの単層林の事業から、針広混交林化ということで、先ず主目的はそちらでございますので、それに向かってやっていくと。そのコストが嵩む状況であれば、最終的に分収の収益に影響してきますので、そこはコスト削減の努力を今後絶え間なくやっていくと、いうことしかないかと思います。原則的に針広混交林化していくということで、進んでおります。
- 岡田委員 技術的なことについては、先生方からお話しが出ていてそれは非常に大事なことかと思うんですが、それ以前の大事な点は、この事前評価が、まさに、この水源林造成事業が残るかどうか。間違いなく、森林を造成していくことが本当に必要なのかっていうことと、それを公がやることがどうしても地域にとってそれ以外の主体が見つからないのか。ここに関わって。実はこれを評価する妙案等はないんです。技術的なところの基準はきっとあわせて作ってきている。私が心配するのは技術的なところはあんまり、これだけ先生方にきっと言っていただけて心配はしていないんです。むしろこの事業が残るためには、どうしてもセンターがやらなきやいけないのかっていう、ここに関わってる。きっとした説明ができるかどうか。そして尚且つどうしてもそれが水源林造成事業というものでやらなきやいけないのかどうか。ここは今まで議論が出ていないんですけども、やっぱりきっと内部的には詰めていって欲しい。
- 事務局 大変大事なご指摘をいただきました。冒頭申し上げましたけれども、再生

プランの中で、どういう役割を水源林造成事業が占めていくか、また独法見直しの中でも、この事業でなければできないことをやってきたということを申し上げたいと思います。必ずしも森林の専門家でない方々にもお分かりいただけるようにアピールしていくと。本当に国民から託された財産として水源林をどうしていくかということで対応していかなければならないと思います。これまで、いろいろ良い事をやってきたことでも、必ずしもそのことの説明というと、十分でないところもあったかもしれませんのでその面での努力をしていきたいというふうに考えております。

岡田委員 その時に、公がやらなきやいけないっていう、その内容はなんなのかという、技術的に民では難しい、技術的にではなくて経営的に難しい。だから公のかつていう、それは個々の現場ごとに違う可能性はあるんだけども、間違いなく公がやらなきやいけないんだということに関して説得力がどれくらいあるかという。今日、新聞の情報を出してもらいましたけれども、要するにセンターが地域のいろんなセクターと共同して新しい団地をつくっていくという、これは方法論として大変面白いと思います。それを、新規の事業のところでも、出来るだけそれに近いような周辺情報だとか、周辺からのサポートだとか、やっぱりそういう中核になるセンター的なところがなければどうしてもダメだという、そんなところぜひ注目をして情報をもっと集めておかないと、せっかくここでこの委員会が事前評価で全部いいじゃないかと言っても、別の場でおかしいと言われたら、それをきちっと守れるような、そういう中身をもって欲しい。そう思います。

研究所 私も先生がおっしゃる様子ですね、非常にその点を危惧しております。要するに地域が造林地を新しく作らなきやならないというそういったところをもし見た場合、他が主体となってやってくれるところがあるのかどうかと言われたときに、答えの返し方ですね。私もそれを心配しております、現場にこう言っていますのは、やはり市町村、都道府県ですね、そういった行政機関と連携して、市町村から特に市町村からですけれども、困つておると、要は、このままだったら非常に森林環境の悪い崩壊や、そういった恐れがあるんで何とかしてくれと言われて動けと、いうことを言っております。それでなければ、何でか知らないけれど我々が事業を作っていると思われちゃうよと、いうようなことでその点の連携を今やっているっていうことを今言っている最中でございます。

座長 最後になりますが、前回我々が現地行きましたね、その現地が今回の事前評価対象地とならなかつたというふうに聞いたんですが、その辺の理由をご説明下さい。

事務局 夏の期中の評価の現地調査の際にですね、事前評価の候補地ということで

見ていただいた箇所がありましたが、そこにつきましては地区有林ということで当初、申し込みを行いたいという話もあったんですが、地区有林の中の意見がまとまりませんで、今回は見送るということで、次回以降、申し込みを行いたいとのことです。

岡田委員 その理由はなんですか。ただ地区有林というだけで、地区が見送りたい？

事務局 地区有林の中で意見集約が最終的にはできなくてですね、人によっては地区有林から財産区の方にもっていこうという話があるんですが、その話が済んでからでもよろしいのではないかというような意見も中にはあったものですから、今回は見送るということになりました。

岡田委員 伐期が長すぎるという意見はありましたか。

事務局 ありませんでした。

座長 ということで前回見たところは、今回の事前評価には入っていないです。他に何か質問ありますか。なければ一応これで全体のを終わりにしたいと思うのですが、今回の委員会は前回までとちょっと違いまして、ここでやった議論は事務局がまとめて政務三役の方に上げられて、そこで最終的な取り扱いが決められるということです。それでもし、皆さん方にお伝えすることが出でくれば、事務局と相談し、皆様の意見を聞くことがあれば検討して、またそこで連絡をしてもらうということにしたいと思いますので、宜しくお願ひいたします。それでは以上で今日の委員会の議事を終わりたいと思います。

事務局 座長、どうもありがとうございました。

事務局 それでは、事務局から連絡させていただきたいと思います。今回お配りしました資料の1～10につきましては、ホームページでの公開を予定することをご承知おきいただきたいと思います。また、議事録の作成ですが、今回の検討会の速報につきましては、事務局の責任において取りまとめさせていただきまして、早急に公表させていただきたいと思います。また、詳しい議事録につきましては、事務局の方で案を作りまして、各委員の意見をいただいて必要な修正を行った後、座長のご了解をいただいた上で、公表するということを考えておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。それでは、これをもちまして、平成21年度水源林造成事業評価技術検討会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。